

PCR検査等無料化事業に関するご案内 **実施事業者登録を希望される事業者様**

埼玉県では、PCR検査等無料化事業を実施するにあたり、PCR検査及び抗原定性検査の無料検査を行う実施事業者を募集します。

○健康上の理由（基礎疾患や副反応など）等により、新型コロナウイルスワクチン接種ができない無症状の方に、無料で検査を実施していただきます。

○感染拡大傾向の時は対象者を広げ、感染の不安を感じる方（無症状者）の無料検査を実施していただきます。

○検査料（検査キット代）、事務手数料及び飛沫防止対策など検査所整備に係る費用を実績により補助（精算払い）します。

- 募集開始日 令和3年12月23日（木）から
- 募集対象者 医療機関、薬局、ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者 等
- 業務内容 無料検査実施に係る業務（検査申込書受付、本人確認、検査方法等説明、検査立合い、陰性証明発行、検査件数等の報告等）
- お申込方法 実施計画書、補助金交付申請書を事務局へ提出
- お問合せ先 コールセンター（12月23日（木）から開設します）

0570-040700

実施計画書等の様式は特設HPから取得できます。

<https://www.teletama.jp/pcrkensatoumuryou-saitama/>



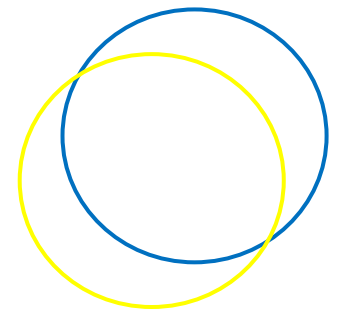
埼玉県保健医療部感染症対策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3557

裏面もご覧ください。

「PCR検査等無料化事業とは？」



【なぜ新型コロナウイルス感染症検査を無料化するのですか】

①ワクチン・検査パッケージ※等を定着させるため、健康上の理由でワクチン接種ができない方や12歳未満のこどもが受検するワクチン・検査パッケージのための検査を無料化します。

※事業者（イベント主催者、飲食店等）がワクチン接種歴又は陰性証明のいずれかを確認することで、感染防止策として緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等における入場制限や入店制限等を緩和するもの。

②また、感染が拡大傾向にあり、知事がインフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、感染が不安な無症状の方に検査を受けるように要請した場合も無料となります。

【無料検査の費用は誰が負担するのですか】

○検査キット（PCR検査・抗原定性検査とも）は実施事業者を用意していただきますが、検査キット代金と事務費（手数料1件当たり3,000円）は事業完了報告書提出後、県からお支払いします。 ※県からのお支払いについては上限額があります。

なお、飛沫防止対策のパーテーション等購入費も補助対象となります。

詳しくは特設ホームページをご覧ください。

【検体採取は実施事業者が行うのですか】

○検体採取（PCR検査は唾液、抗原定性検査は鼻腔ぬぐい液）は、受検者本人が行います。実施事業者は受検者へ採取方法を説明し、現場に立会います。なお、検査に立会う方は事前にWEB教材で研修を受講していただきます。

[医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン<理解度確認テスト>](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

[ト>](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

【事業期間はいつまでですか、途中でやめることはできますか】

○本事業は令和4年3月31日までの予定です。途中でやめることも可能ですが、補助金は検査実績に基づきお支払いしますので、検査キットの残部は実施事業者の負担となります。